

病床数適正化緊急支援事業について

資料 2

1 経緯

病床数適正化緊急支援事業（以下「本事業」という。）は、令和 7 年 12 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、「都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる（同法第 7 条の 2 第 1 項）」とされたため、実施するもの。

なお、「医療法に関する三党合意書」（令和 7 年 6 月 6 日自由民主党、公明党、日本維新の会合意）において「2 年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」とされたことから、**本事業により削減された病床については、不可逆的措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされている**（同法第 7 条の 2 第 2 項）。

2 事業概要

- (1) 事業内容
- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援として、削減病床 1 床あたり稼働病床に 4, 104 千円、休床には 2, 052 千円を支給する。
- (2) 対象医療機関
- ① 2025 年 12 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床）の削減を行う医療機関
- ② 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（2025 年 2 月 21 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、2024 年 12 月 17 日から 2025 年 9 月 30 日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- ③ 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（2025 年 8 月 14 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

|   |                |                   |           |            |             |           |
|---|----------------|-------------------|-----------|------------|-------------|-----------|
|   | 2024/12/17     | 2025/8/1          | 2025/9/30 | 2025/12/15 | 2025/12/16  | 2027/3/31 |
| ① |                |                   |           |            | 病床削減済又は削減予定 |           |
| ② | 病床削減済（事業計画書提出） |                   |           |            |             |           |
| ③ |                | 病床削減済（調査で削減予定と報告） |           |            |             |           |

- (3) 支給対象外
- ① 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合
- ② 2027 年 3 月 31 日時点において廃院する予定の場合
- ③ 2027 年 3 月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合
- ※ なお、①及び②に該当する場合においても、(4)の手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象として差し支えない。

- (4) 地域医療構想推進委員会等において議論が必要な場合
- ① (3)①及び②に該当する事項
- ② 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ③ 病床数をあわせて 100 床以上削減をする場合
- ④ その他、都道府県において議論が必要と認める場合
- ※ なお、上記の場合においては、代替する在宅・外来医療等の対応や、他医療機関における患者の受け入れに係る調整等を踏まえて検討を行うこと。
- (5) 基準病床数の削減
- 本事業に基づき病床数を削減したときは、医療計画において定める基準病床数を削減するものとされているため、事業終了後、2027 年度上半期までに基準病床数を削減する。
- ＜参考 削減方法＞
- ・二次医療圏ごとに病床削減率（削減病床数/既存病床数）を用いて基準病床数を削減する。ただし、二次医療圏によっては、病床削減率を用いて削減すると、本事業による病床削減数を下回る場合があることから、こうした場合には、削減病床数と同数分を基準病床数から削減することとする。

3 意向調査結果

- 6 月 4 日から 6 月 12 日にかけて県内医療機関に本補助金の活用意向調査を実施した。
- (1) ア 一般病床・療養病床の削減病床数（構想区域別）

| 構想区域     | 活用意向<br>施設数 | 活用意向削減病床数【機能別】 |           |     |     |     |     |
|----------|-------------|----------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
|          |             | 総数             | 高度<br>急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 休棟  |
| 名古屋・尾張中部 | 16          | 668            | 126       | 163 | 39  | 16  | 324 |
| 海部       | 0           | 0              | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 尾張東部     | 0           | 0              | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 尾張西部     | 3           | 58             | 0         | 54  | 0   | 4   | 0   |
| 尾張北部     | 4           | 139            | 0         | 74  | 17  | 2   | 46  |
| 知多半島     | 6           | 357            | 4         | 123 | 4   | 123 | 103 |
| 西三河北部    | 1           | 11             | 0         | 11  | 0   | 0   | 0   |
| 西三河南部東   | 3           | 96             | 60        | 20  | 0   | 0   | 16  |
| 西三河南部西   | 3           | 53             | 0         | 23  | 0   | 30  | 0   |
| 東三河北部    | 0           | 0              | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 東三河南部    | 6           | 123            | 35        | 70  | 15  | 3   | 0   |
| 合 計      | 42          | 1, 505         | 225       | 538 | 75  | 178 | 489 |

# イ 精神病床の削減病床数

| 活用意向医療機関数 | 活用意向削減病床数 |       |
|-----------|-----------|-------|
|           |           | うち休床  |
| 17        | 641 床     | 261 床 |

## 4 今後の進め方（案）

### (1) 協議の場合

一般病床及び療養病床については各構想区域の地域医療構想推進委員会、精神病床については地方精神保健福祉審議会にて、給付対象の適否を協議する。

なお、協議結果については、医療体制部会（書面開催）に諮る。

### (2) 協議対象

「2事業概要 (4)地域医療構想推進委員会等において議論が必要な場合※」に該当する医療機関は給付の可否を協議することとし、該当しない医療機関は書面審査のみとする。

※ 2(4)④「その他、都道府県において議論が必要と認める場合」は以下ア～カに該当する案件とする。

ア 災害等のやむを得ない事情により休床になっている病床を休床でないとみなす場合

イ 分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない範囲で産科部門の病床及び小児科部門の病床を削減する場合

ウ 特例病床等を削減する場合

エ 直近の病床機能報告における報告では休棟等となっているが、当該報告後に稼働を再開したため、稼働病床として扱う場合

オ 公立・公的医療機関が病床を削減する場合

カ その他、地域の実情に応じて各保健所等が議論を必要と認める場合

ア～エは、都道府県の判断が必要であると国が示しているもの  
オ及びカは、本県独自の条件

## 5 想定フロー

- 医療体制部会で補助事業の進め方について検討（7月15日）
- 地域医療構想推進委員会で補助の可否に関する協議
- 医療体制部会（書面開催）で審議
- 国申請

## （参考）基準病床数、令和8年3月31日現在の既存病床数及び想定削減基準病床数

| 基準病床数及び既存病床数       |             |                          |                                   |              | 削減予定<br>病床数<br>D | 既存病床<br>数における<br>削減病床<br>数の割合<br>E=D/B | 本事業により<br>削減が想定さ<br>れる<br>基準病床数<br>(注3) |
|--------------------|-------------|--------------------------|-----------------------------------|--------------|------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 病床種別               | 区域          | 基準病床数<br>(R6～R11年度)<br>A | 既存病床数<br>(R8.3.31現在)<br>B (注1、注2) | 差引数<br>C=A-B |                  |                                        |                                         |
| 一般病床<br>及び<br>療養病床 | 名古屋・尾張中部    | 床<br>19,667              | 床<br>19,282                       | 床<br>385     | 床<br>668         | 3.46%                                  | 床<br>681                                |
|                    | 海 部         | 1,834                    | 1,715                             | 119          | 0                | 0.00%                                  | 0                                       |
|                    | 尾 張 東 部     | 4,395                    | 4,309                             | 86           | 0                | 0.00%                                  | 0                                       |
|                    | 尾 張 西 部     | 3,979                    | 3,513                             | 466          | 58               | 1.65%                                  | 66                                      |
|                    | 尾 張 北 部     | 5,520                    | 4,868                             | 652          | 139              | 2.86%                                  | 158                                     |
|                    | 知 多 半 島     | 3,540                    | 3,010                             | 530          | 357              | 11.86%                                 | 420                                     |
|                    | 西 三 河 北 部   | 3,013                    | 2,690                             | 323          | 11               | 0.41%                                  | 12                                      |
|                    | 西 三 河 南 部 東 | 2,715                    | 2,314                             | 401          | 96               | 4.15%                                  | 113                                     |
|                    | 西 三 河 南 部 西 | 4,544                    | 4,378                             | 166          | 53               | 1.21%                                  | 55                                      |
|                    | 東 三 河 北 部   | 182                      | 303                               | △ 121        | 0                | 0.00%                                  | 0                                       |
|                    | 東 三 河 南 部   | 5,012                    | 5,789                             | △ 777        | 123              | 2.12%                                  | 123                                     |
|                    | 計           | 54,401                   | 52,171                            | 2,230        | 1,505            | 2.88%                                  | 1,628                                   |
| 精 神 病 床            | 全 県 域       | 11,508                   | 11,824                            | △ 316        | 641              | 5.42%                                  | 641                                     |

注1 承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

注2 既存病床数には、平成18年12月31日以前に開設した有床診療所の病床及び一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床（職域病院等である病院の病床数、医療型障害児入所施設等）は含まれない。

注3 「A×E」と「D」を比較し、大きい方の病床数を採用する。